

# 子どもの目の発達

## ◆子どもの視力は、幼児期に発達します。

子どもの視力は生後3か月で0.05程度ですが、1歳で0.2、2歳で0.4と3歳頃までに急激に発達し、6歳頃に1.0程度の視力を持つようになります。

6歳頃までに正しく脳の視覚領域（物が見える機能）が発達しなければ、将来にわたって弱視（眼鏡等を使っても視力が出ない状態）になる可能性があります。幼児期に目の異常を発見し、早期に治療を開始することで、視力の獲得が期待できます。

## ◆子どもの「見えにくさ」は、周囲が気づくことは困難です。

子どもは徐々に視力を獲得するので、見えにくさを自覚できません。

子どもから保護者に伝えることも、保護者が気づくこともできません。

## ◆令和4年度より、3歳児健診で「屈折検査」を実施しています。

町では3歳児健診に合わせて、機械を使った「屈折検査」を導入しました。

これにより弱視につながる斜視および屈折異常（遠視、乱視、近視、不同視等）の可能性をスクリーニングできるようになりました

屈折検査とは

お子さまの目の状態を数秒で撮影し、特別な処置や痛みはありません。

目の奥の網膜に特殊な光を当てますが、目の機能に悪影響を及ぼすものではありません（眼科の屈折検査と同じです。）。

## ◆今年度は3歳～就学前の幼児約50名へ検査を実施し、必要な方には医療受診を勧めています。

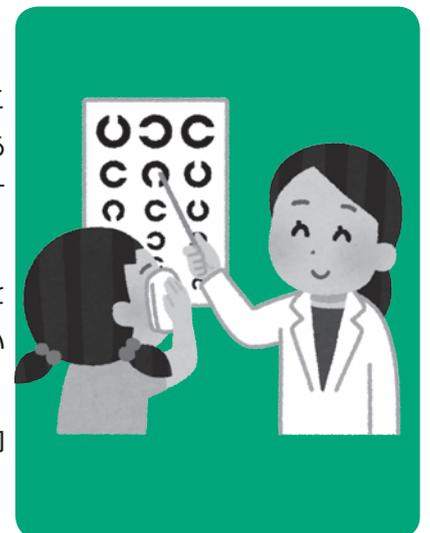
検査を受けた後も、お子さまの目の異常を発見した場合は、速やかに小児科または眼科を受診しましょう。

## ◆デジタルデバイスを使う時には

視力の成長する乳幼児期に長時間デジタルデバイスを視聴することで、近視の進行、ドライアイ、斜視の発症や悪化がみられる場合があります。強度近視になると網膜剥離や緑内障などを引き起こし失明する可能性があります。

世界保健機関（WHO）では2歳未満はデジタルデバイスの視聴をさせないこと、2歳から4歳では1時間を超えないことを推奨しています。

こども健全な発育のために、デジタルデバイスを視聴する時間や内容を保護者が管理するようにしましょう。



◆お問合せ先 保健福祉課健康グループ 電話35-2120